

大分市成年後見人等報酬助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市成年後見人等報酬助成事業実施要綱（平成16年4月1日施行。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、その事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 要綱第3条に定める対象者の基準は、別紙のとおりとする。この場合において、生活保護の確認及び予想については、生活保護の所管課と協議するものとする。

2 流動資産の算定期間は、要綱様式第1号の大分市成年後見人等報酬助成交付申請書の提出時点とする。ただし、要綱第5条第1項第3号に規定する家庭裁判所に提出した財産目録の写し等資産状況が確認できる書類の金額との差額に疑義がある場合は、その用途を確認し、その用途が正当であると認められる場合のみ差額を承認する。

(施設等の利用)

第3条 要綱第4条に規定する施設等を利用している者とは、別表に定める施設等に入所し、又は長期入院している者とする。

2 前項の長期入院とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所に3カ月以上入院している場合をいい、その入院の日から3カ月を経過した日の翌日からとする。

(助成額算定基準及び決定)

第4条 要綱第4条に規定する助成額の決定基準は、別紙のとおりとする。この場合において、生活保護の確認及び予想については、生活保護の所管課と協議するものとする。

3 要綱第4条の規定による助成額の対象とする月数の算定について、1月に満たない日数がある月の場合には、当該月の15日を含む場合は1月と算定し、含まない月は算定外とする。

4 同年同月の助成は、1回限りとする。

5 報酬助成を算定した際生じる小数点以下の端数については、これを切り捨てる。

(特定被後見人等が死亡したときの報酬助成)

第5条 要綱第6条に基づく助成額の請求時に特定被後見人等の死亡が明らか
な場合は、当該特定被後見人等の死亡が確認できる書類の添付を求めるもの
とする。

2 要綱第6条に基づく助成額の請求後に特定被後見人等が死亡した場合にお
いて、振込口座の変更が必要と認められるときは、要綱様式第4号の大分市成
年後見人等報酬助成請求書の再提出を求めるものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定
める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領は、令和3年4月以後の月分の助成について適用し、同年3月
前の月分の助成については、なお、従前の例による。